

■ ICカードのご案内

■ 生体認証機能付ICキャッシュカード



■ 生体認証機能付ICローンカード



磁気ストライプ

ICチップ

有効期限

カードの有効期限は、西暦2049年12月末日となります。(有効期限の刻印はいたしません)

※写真はイメージです。実際には磁気ストライプは見えません。

■ ICチップのご案内

- ICチップは、情報が暗号化され、不正な読み取りがきわめて難しく、偽造されることが困難なことから、磁気ストライプより格段に安全性が高くなります。
- ICチップには、お客様の預金口座情報・手指の静脈情報・お振込み情報を登録します。
- ICチップによるお取引はIC対応のATMのみでご利用いただけます。

■ 磁気ストライプのご案内

- 両カードは、お客様の利便性を考慮し、ICカード未対応の従来のATMでもご利用いただけるよう、磁気ストライプも搭載しております。
- 従来のATMでは、磁気ストライプでのお取引となりますので、磁気キャッシュカードのご利用限度額と同じになります。

■ ICチップへお振込情報を登録いたします。

画面の案内に従い、簡単な操作で登録いただけますのでご利用ください。
従来のATMでは磁気ストライプでのお取引になりますので、ICチップのお振込情報登録機能はご利用いただけません。

お振込先(最大10件)
ご依頼人(最大3件)



有効期限

平成24年3月26日以降に発行されたICカードの有効期限は西暦2049年12月末日となります。

※現在お持ちのICカード右下に有効期限が刻印されているカードは、有効期限が到来する前に当庫から新しいカードを送付いたします。
※旧カードに登録されたお振込み情報は、新カードには引き継がれませんので、振込みの都度、新カードに再登録してください。
※旧カードに登録された生体認証情報は、新カードには引き継がれませんので、新カードに生体認証情報の再登録が必要となります。

カード発行
手数料

無料

■ 1日あたりのATMご利用限度額 ※1

お取引		生体認証機能付 ICカード対応ATM	生体認証機能付 ICカード未対応ATM ※2
お引出し	生体認証取引	200万円	————— ※2
	ICカード取引、磁気ストライプ取引	50万円	
お振込み	生体認証取引	200万円 ※3	
	ICカード取引、磁気ストライプ取引		

※1. 生体認証情報(手指の静脈認証情報)をご登録いただいたICカードは、3つのお取引方法(生体認証取引、通常のICカード取引、磁気ストライプ取引)がご利用いただけます。生体認証情報をご登録後は、お客様のご用途に合わせて、3つのお取引方法それぞれにATMご利用限度額を設定くださいますようお願いいたします。

※2. 生体認証機能付ICカード未対応ATMをご利用の場合は、ICカードによるお取引または磁気ストライプによるお取引となります。

※3. 限度額の引上げも可能ですので詳しくは当庫本支店窓口までお問い合わせ願います。
(お振込み1回あたりの限度額は100万円です)

■ ご利用限度額を任意に設定できます。

〈当庫ATMによるお手続き〉

ご利用限度額については、当庫ATMで変更いただけます。ATMによるご利用限度額の変更は引下げのみ可能ですが、生体認証による操作に限りご利用限度額の引上げ・引下げとも可能になります。

〈窓口でのお手続き〉

窓口でご利用限度額の変更手続きを希望される場合は、通帳、印鑑、ご本人確認資料をお持ちください。